平成２５年（フ）第５６号
岐阜県高山市丹生川町町方1899番地８
破産者　古川順治こと　扇原　順治
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
岐阜県高山市丹生川町町方1899番地８
破産者　お宿舞こと　古川　弘子
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第５号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科813番地の27
破産者　川口千代子
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第１１６号
鳥取県鳥取市若葉台南３丁目13番17号
破産者　中林　興輔
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８６７号
広島市東区戸坂大上２丁目１番33号
破産者　宮原　優子
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６号
愛媛県四国中央市上分町566番地の２
破産者　髙橋　弘二
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第７号
愛媛県四国中央市上分町566番地の２
破産者　髙橋利津子
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１５５号
高知市介良乙2362、住民票上の住所高知県香南市野市町母代寺678番地２
破産者　大石　眞理
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４２号
福岡県遠賀郡芦屋町中ノ浜９番24号
破産者　十八番靴店こと　楠本　健次
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０号
長崎県対馬市厳原町小浦157番地７　平和電業ビル104、前住所静岡県御殿場市川島田917番地の５　ハイツセリ203
破産者　岩佐　和代（旧姓西山）
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
熊本県玉名市岱明町古閑312番地１
破産者　荒木　真二
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第４６号
大分県中津市大字永添1780番地２
破産者　杉田浩二郎
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１８１号
宮崎市佐土原町下田島10107番地１
破産者　松村　直記
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８２号
宮崎市佐土原町下田島10107番地１
破産者　松村とみ子
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４９号
宮崎市太田１丁目２番16号　グランドパレス大淀Ⅱ802号
破産者　比惠島　勇
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２５０号
宮崎市太田１丁目２番16号　グランドパレス大淀Ⅱ802号
破産者　比惠島ちはる
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第３８４２号
東京都江東区豊洲２丁目５－１－2413
破産者　水野　皓蔵
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９９７号
東京都江東区亀戸３丁目２－６－302
破産者　尾崎喜三郎
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５１８号
東京都足立区千住柳町16番１号
破産者　山田商事株式会社
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部